

西 長 第 8 1 号
平成 2 6 年 7 月 1 6 日

各 居宅介護支援事業所 管理者 様

西尾市健康福祉部長寿課長

適正なケアマネジメントの実施について（通知）

日頃は西尾市の介護保険行政に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般サービス付高齢者向け住宅等の入居に際し、区分支給限度額一杯まで自社サービスを位置づけるように要請されたとの話を聞き及んでおります。真偽のほどは不明ですが、万一事実であれば、区分支給限度額の一定割合以上をケアプランに位置づける、または当該サービス付き高齢者向け住宅等と特別の関係にある介護サービス事業所をケアプランに位置づけるよう要請された場合に、それをそのまま受け入れることは、居宅介護支援事業所の介護支援専門員に居宅サービス計画を作成させることとした介護保険法の趣旨から逸脱する行為であり、介護支援専門員の専門性を失わせる行為であると考えます。

従いまして、貴職におかれましては、居宅介護支援事業所の管理者の責務として、そのような要請を為した者に対し、毅然として要請に応じるいわれはないことを主張するとともに、所属する介護支援専門員に対し、要請に応じて必要のないサービスを位置づけることがないように適切な指導監督を行うようお願いいたします。

参考資料

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（抜粋）

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（抜粋）

社会保障審議会介護給付費分科会（第 103 回）資料（抜粋）

問合先 健康福祉部長寿課 介護保険給付担当 柵木
0 5 6 3 - 6 5 - 2 1 1 9（ダイヤルイン）
e-mail : h-masegi@city.nishio.lg.jp

○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（抜粋）

第1条第3項

指定居宅介護支援事業者は指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

第25条第1項

指定居宅介護支援事業者及び（略）管理者は居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置づける旨の指示を行ってはならない。

第2項

（略）介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示を行ってはならない。

第3項

指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（抜粋）

第2の3（7）③（抜粋）

介護支援専門員は、（略）支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長するようなことがあってはならない。

第2の3（7）⑤（抜粋）

介護支援専門員は、（略）特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のサービスのみによる居宅サービス計画原案を最初から提示するようなことがあってはならないものである。